

シリーズ国保⑦

安心を支える公的医療保険の仕組み



知っておきたいさまざまな医療給付

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3136

誰もが願う健康。普段から体力づくりや予防を心掛けていても、不意に訪れる病気やけがを完全に避けることはできません。公的医療保険は、そんな万一の事態に備え私たちの生活を支える仕組みです。健康な人にも関係するさまざまな制度を国民健康保険と後期高齢者医療を中心に紹介します。医療保険制度には共通の項目が数多くありますので、他の公的医療保険に加入している人も、ぜひ、ご覧ください。

公的医療保険

国民皆保険制度の下では、誰もが何らかの公的医療保険制度に加入します。会社員や公務員の家庭に生まれた子どもは、親の勤務先が加入する健康保険の被扶養者に、自営業者の家庭に生まれた子どもは、国民健康保険の被保険者となって、この社会保障制度のサービスを受けることとなります。

このように、生まれたときから生涯を通じて加入する公的医療保険では、どの制度に加入しているも治療費の3割義務教育就学前は2割、70歳以上では

公的医療保険制度	対象となる人	保険者	
職域	組合管掌健康保険	大企業の従業員とその被扶養者	健康保険組合
	協会管掌健康保険(協会けんぽ)	中小企業の従業員とその被扶養者	全国健康保険協会
	共済組合	公務員とその被扶養者	共済組合
地域	国民健康保険	職域保険に加入しない75歳未満の人	市区町村(4月から都道府県も)
後期高齢者医療制度	75歳以上の人		後期高齢者医療広域連合

所得に応じて1割から3割の一部負担金を窓口で支払うことにより、全国どこでもこの医療機関でも医療を受けることができます。

医療費の支給

一部負担金を除いた残りの医療費(法定給付)は、保険者から医療機関に支払われます。国民健康保険の場合には、沼田市から群馬県国民健康保険団体連合会(国保連)を通じて、それぞれ医療機関に支払われますが、その内容は、左のページに示した主な給付のうち、療養の給付と入院時食事療養費となります。

全額を負担したとき

医療費の全額を自分で立て替えた場合には、後日、領収書を添えて市に請求することにより、一部負担金を除く法定給付相当額が戻ってくる仕組みが用意されています。

①医師の指示によって治療用の補装具を製作したとき

②国外の医療機関で治療を受けたとき

③その他やむを得ない理由によって医療費の全額を負担したとき

請求には2年間の期間が設けられていますので、注意してください。

医療費が高額になったとき

近年では1カ月の医療費が百万円を超えることも珍しくありません。このような場合、一部負担金の額も高額となってしまう

いますが、安心して治療を続けられるよう、高額療養費制度によって1カ月当たりの自己負担の上限が定められています。いったん窓口で3割を支払っても、後日手続きをすることで自己負担限度額を超えた部分の金額が戻ってくる仕組みで、該当する世帯には市から通知を差し上げます。この制度では、直近の12カ月間で高額療養費に3回以上該当した場合は、4回目から限度額が下がります。

世帯合算と介護合算

複数の医療機関の医療費や同一世帯で同じ医療機関に加入している人の医療費を合計して、高額療養費の適用を受けることもできます。また、毎年8月から1年間の医療費と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合には、その超えた額が支給される

る高額医療・高額介護合算療養費制度が用意されています。

出産育児一時金

出産は病気ではないとの考えから、療養の給付の対象にはなりません。出産育児一時金42万円が支給されます。

被保険者と分娩機関が契約をすることで、多額の出産費用を一時的に用意しなくても、国保から分娩機関に直接出産費用を支払う仕組みとなっています。帝王切開などが必要となった場合には、療養の給付も対象になりますので、ご安心ください。

葬祭費

被保険者が亡くなったときには、葬儀を行った人に5万円が支給されます。葬儀を行ったことが確認できる書類をご用意ください。

交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者の行為でけがを負った場合の治療費は、相手側が負担することが原則です。事情に応じて、国保が一時的に立て替えて負担を軽減することも可能ですので、まずは国保の窓口にご相談ください。

国や地方自治体の公費負担医療制度

ご相談ください

子どもやひとり親家庭などを対象とする福祉医療のほかにも、公費で医療費を助成するさまざまな制度があります。

養育医療 体の発達が十分でない状態で生まれた乳児の入院治療に必要な費用を助成

更生医療 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人が、機能を回復するための所定の医療を受ける費用を助成

育成医療 身体に障がいのある18歳未満の児童が、生活に必

要な能力を向上させるために医療を受ける費用を助成

特定医療費(指定難病)制度 治療法が未確立で長期の療養を必要とする指定難病の患者の医療費を助成

小児慢性特定疾病医療費助成 長期にわたって療育が必要な慢性特定疾病の子ども(18歳未満)の医療費を助成

実施主体や窓口はそれぞれ異なりますが、不明な点はお気軽にお尋ねください。

国保の主な給付

給付の種類	給付の内容
①療養の給付	診療、処置・手術などの治療、薬剤または治療材料の支給、入院、看護、在宅療養の管理など
②入院時食事療養費	1食につき360円(4月から460円、所得・入院期間などで異なる)の自己負担を除く食事代
③高額療養費	1カ月の自己負担が限度額を超えた場合、申請により超過分を還付
④高額医療・高額介護合算療養費	1年間の医療費と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、超過分を支給
⑤出産育児一時金	被保険者が出産したとき(双子など多胎妊娠ではその人数分、妊娠85日以上の死産・流産も支給)
⑥葬祭費	被保険者が死亡したとき

※③～⑥の請求手続きには、2年間の制限がありますのでご注意ください

年金の窓口からお知らせ

国民年金保険料の納付は、口座振替が便利でお得です

国民年金保険料の納付は、口座振替納付を利用すると保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに出向く手間が省ける上、納め忘れもなく便利です。

口座振替には、当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や現金納付よりも割引額が多い6カ月前納、1年前納、2年前納もあり大変お得です。

※6カ月前納(4月分～9月分)や1年前納、2年前納の申込期限は、2月末になります

※通常の口座振替は翌月末の振替になります

※通常の口座振替と早割は、いつでも申し込みできます

問い合わせ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279-21607

○70歳未満の自己負担限度額

区分	1カ月の自己負担限度額		
	3回目まで	4回目以降	
市民税 所得(基礎控除後)	3回目まで	4回目以降	
課税	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	600万円超	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	210万円超	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	
非課税	35,400円	24,600円	

○70歳以上の自己負担限度額

区分	1カ月の自己負担限度額			
	所得	外来+入院		
所得		外来	3回目まで	4回目以降
市民税	現役並み所得者	57,600円	80,100円(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般	14,000円(年間限度額:144,000円)	57,600円	
非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	15,000円